

平成30年度 第13回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	平成31年1月15日 (火) 14時00分 ~ 15時00分
開催場所	関内中央ビル10階 大会議室
出席委員	奥委員(会長)、葉山委員(副会長)、菊本委員、木下委員、五嶋委員、津谷委員、中村委員、堀江委員、水野委員、横田委員
欠席委員	岡部委員、押田委員、田中稻子委員、田中伸治委員
開催形態	公開(傍聴者10人)
議 題	1 中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 環境影響評価準備書について
決定事項	平成30年度第12回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
議事	
1 平成30年度第12回横浜市環境影響評価審査会会議録確定	
特に意見なし	
2 議題	
(1) 中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 環境影響評価準備書について ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。	
【奥会長】 2ページ目の事業計画の取扱い欄に「今後説明予定」とありますが、これは事業者から直接御説明いただくということですか。	
【事務局】 そうです。 イ 準備書の調査審議に係る意見の聴取について事務局が説明した。 ウ 意見の聴取(陳述人A)	
【奥会長】 それでは、御住所とお名前を述べてください。	
【陳述人A】 横浜市戸塚区戸塚町のAです。	
【奥会長】 では、陳述を始めてください。どうぞ。	
【陳述人A】 中外製薬株式会社横浜研究拠点プロジェクトの準備書並びに意見見解書に対する意見陳述を行います。私は景観の面から、この準備書には4つの問題点があると考えています。その内容を以下ご説明いたします。 (「集合住宅6階からの眺望」を映写) この図(本会議録11ページ図1参照)は私が住んでいます集合住宅6階からの眺望でございます。2003年9月6日にバルコニーより撮影した5枚の写真を合成したもので、この当時、この戸塚工場本館以外に高い建物はなく、日立の庭園や遠く舞岡の森まで見渡すことができ、開放的で非常に良好な眺望でした。これらのことことが気に入り、私はこの東向きの部屋を終の住処として購入いたしました。	
(「6階バルコニーから撮った景観写真」を映写) これは6階バルコニーから撮った景観写真(本会議録11ページ図2-1、図2-2参照)ですが、冬には日立の庭園の雪景色、春には庭園の桜や柏尾川沿いの桜まで見渡すことができました。	
(「朝焼けや日の出の景観写真」を映写) これは早朝に、朝焼けや日の出の景観(本会議録11ページ図3-1、図3-2参照)、これらは刻々と変わっていきますけれども、これを楽しんでいました。	

※会議録中の斜字の箇所は、事務局の補足です。

(「中外製薬建築後（計画中）のイメージ図」を映写)

これは計画中の中外製薬建築後のイメージ図でございます。準備書から抜粋し、集合住宅群の文字とその範囲を追記しました。高さ31mの建物の数ですが、これまで東西敷地合わせて1棟だけでございましたけれども、この計画では西側敷地だけで7棟ございます。その結果、特に赤い範囲（西側敷地の3棟の研究棟に対面する範囲）で示しています住宅では高い壁が前面にそびえるということになります。

(「問題点1：集合住宅からの眺望激変」を映写)

これは問題点の1番目で、集合住宅からの眺望が激変することです。これは6階バルコニーからの眺望（本会議録12ページ図4-1参照）ですが、これがどのように変わるか推定したもの（本会議録12ページ図4-2参照）です。目の前に研究棟の壁が立ちはだかるため、僅かな空しか見えなく、先程写真でお見せした全ての景観が無くなってしまいます。したがって、憂鬱で閉塞的な日々が続き、ストレスが大きくなり、心身の健康が大きく損なわれるなどを危惧いたしております。

(「問題点2：全ての研究棟高さ31m」を映写)

問題点の2番目は、全ての研究棟高さが31mであることです。多くの住民が、これまでこの点は問題であると指摘してきましたが、事業者は計画当初から一貫して高さが31m、密接配置が必要との姿勢を貫いております。その理由として、新薬創出には多様な研究機能が密接に連携しており、まとまった研究棟配置が必要であるということを挙げております。私は31mで密接配置が不可欠な合理的な理由を準備書の段階で質問いたしました。回答としまして、不安定な物質性状を調べるため、実験設備や計測機器の近接配置が必要という回答がございましたけれども、なぜ高さ31mが不可欠か、その説明・回答が一切ございませんでした。事業者は計画変更ができないという姿勢です。私はネットワーク環境が充実した今日、研究棟の高さは見直しできると考えております。

(「問題点3：圧迫感低減対策不十分」を映写)

問題点の3番目は、圧迫感低減対策が不十分であることです。研究棟の壁による圧迫感低減対策の必要性があるということは、当初から全員の共通認識でした。事業者はそのため5つの対策を施し、これらを通じて、周辺地域との調和、眺望を著しく阻害しない工夫を図ってまいりますと言っています。私は、先の対策だけでは不十分で、この（スライドに示した）1番（外壁間を50m以上離し緑道を設置する）、4番（壁面の意匠上の分節化）、5番（外壁にアースカラー）に加えて、隣接する3つの研究棟の高さをエントランスエリアの建物と同じ高さの15mとする必要があると考えております。それは、新体系土木工学59 土木景観計画によりますと、仰角が圧迫感の指標であると記載されており、仰角を調べた結果でございます。高さを見直すこと等については、昨年横浜市へ陳情書を提出いたしましたけれども、マンション住人関連で278名、近隣住民関連で1,802名の署名がありましたことをお伝えしておきます。

(「研究棟を見上げる仰角」を映写)

これは研究棟を見上げる仰角をまとめたものです。集合住宅と研究棟を南側から見た模式図ですけれども、仰角は集合住宅の出口から研究棟の一

※会議録中の斜字の箇所は、事務局の補足です。

一番高いところを見上げる角度です。環境アセスメント技術ガイドによりますと、建築物の仰角が15～20度以上で圧迫感を生じると記載されております。現在計画の研究棟の一番前の高さ26mですと、仰角が28度となり、圧迫感が強いと判定されます。これを15mに低減いたしますと、仰角は17度となり、圧迫感は軽減されることが分かります。

(「問題点4：フォトモンタージュは景観評価不可」を映写)

問題点の4番目は、フォトモンタージュは正しく景観評価ができないということでございます。環境庁が推薦します自然環境アセスメント技術マニュアルによりますと、使用するカメラの焦点距離は28mm又は35mmを使うこと、印刷する写真の大きさは35mmカメラの場合は四つ切サイズ、このサイズが本文に入らない場合は、巻末資料へ添付するような配慮が必要であること、1枚の写真に入らない場合はモザイク写真等を使う必要があることをマニュアルでは言っています。準備書では、近景のカメラの焦点距離は14mmと20mm、遠景については28mmです。印刷する写真の大きさは説明会の資料ですけれども、カードサイズと非常に小さなものとなっています。巻末資料への添付は無く、モザイク写真等も使われておりません。

(「フォトモンタージュ（方法市長意見書で指摘）」を映写)

これは方法市長意見書で指摘があった地点15のフォトモンタージュ（「準備書に関する説明会」の説明資料P. 95の抜粋）ですけれども、建設前の写真は焦点距離20mmのカメラで撮っており、その映像の上に建設後のイメージ、フォトモンタージュを作っています。この図を見て分かりますように、研究棟が非常に小さく見え、実感覚と大きく乖離していると言えます。この原因は超広角レンズを使っているためであり、この地点15以外のその他のフォトモンタージュについても同様のことが言えます。

(「緑道内イメージ図（北側から南方向を望む）」を映写)

これは、北側から南方向を望む緑道内のイメージ図（準備書P. 6. 11-35の図6. 11-5を抜粋）でございます。この図を見てみると、集合住宅の形が実際の形と異なっております。これは写真で撮ったもの（本会議録12ページ図5参照）です。2番目に、図では、盛土のために2m高いはずの研究棟が住宅よりも低く見えます。この図を作る上での消失点というものがありますが、それがこの図では1か所ではないように思われます。このことから、このイメージ図は不自然であり、住民に誤解を与える図であると言えます。

(「まとめ（要望）」を映写)

以上をまとめますと、この準備書には景観の面から4つの問題点があり、このままプロジェクトを進めると住民の健康に精神的・肉体的悪影響を及ぼすことが危惧されます。2番目、市長が発行される審査書に以下3点を反映するようご検討頂きたい。①集合住宅に隣接する3つの研究棟高さを15mにする。②環境アセスメント技術マニュアルに則ったフォトモンタージュを作成する。③緑道からのイメージ図を修正する。最後になりますが、これら要望に対する検討結果を御回答頂きたく、よろしくお願ひいたします。

以上で私の意見陳述を終わります。ありがとうございました。

※会議録中の斜字の箇所は、事務局の補足です。

エ 質疑 (陳述人A)

【菊本委員】 まず、プレゼンテーションが非常に分かりやすく作っていただいたので、だいたいの内容は理解できました。15mにするという御意見でしたけれども、31mの計画を15mの高さにする、その15mですが、例えば20m、25mと色々な高さが設定できると思いますが、15mにした理由をもう一度詳しく教えていただけますか。

【陳述人A】 エントランスエリアの高さが15mの建物です。その後ろにあります研究棟が全部31mです。まず見た目からエントランスエリアの建物に合わせた方がいいだろうと思って、15mとしました。それと仰角を調べた結果ですけれども、仰角が17度になっておりまして、まだ17度ですとわずかに圧迫感があるという評価になるようすけれども、緑道等が作られますし、植栽もあるので、17度の15mにすれば圧迫感もなく、いいのではないかと思って、15mという提案をさせていただきました。

【菊本委員】 分かりました。

【奥会長】 署名を集めて横浜市に提出されたということですが、集合住宅にお住まいの方以外にも、他の住民の方達もかなり署名してくださったようすけれども、いずれにしても近隣にお住まいの方達の署名ということですか。

【陳述人A】 はい、そうですが、あれは高さのことだけを求めた署名ではなくて、水害対策も一緒に提案として入っていますので、そういった意味で、特に柏尾川沿いで水害の心配があるという方がたくさんおられて、その方達の署名も入っているということで、近隣の方が多くなっているということだと思います。

【奥会長】 分かりました。

オ 意見の聴取 (陳述人B)

【奥会長】 それでは、御住所とお名前を述べてください。

【陳述人B】 横浜市戸塚区戸塚町のBです。

【奥会長】 では、陳述を始めてください。どうぞ。

【陳述人B】 意見を述べるに当たり、失礼ながら敬称は略させていただきます。

中外製薬が取得した土地は、柏尾川を挟んで東と西にあります。現行の建設計画では、近隣に集合住宅が多く立地している西側敷地に、高さ制限一杯の施設を集中的に建てる事になっています。なぜ西側を選んだのかについて、審査会で討議されることは、余りありませんでした。方法書に対する意見の段階から、なぜ西なのか疑念や異議が出されています。それに対する中外製薬の応答はストレートなものではなく、マンション壁面から実験研究棟の壁面まで50m離隔する、研究棟の最上部を10m後退させ前面部の高さを26mにする、研究棟外壁を7m狭めるといった配慮をしたというものです。確かに配慮なのでしょうが、それでも研究棟に対面することになるマンションの居室から外に目をやると空さえ見えません。研究棟の壁が目の前に立ちはだかります。マンションが見てから16年以上、前の方の写真で御覧になったように、目の前に広がる光景をごく自然に眺めました。それが奪われます。折々の景色をはじめ、朝の日差しが失われ、空が見えないので夜の月や星座も見えなくなります。日照時間が少なくなれば光熱費もかさむでしょう。外を見れば研究棟の壁しか見えず、そして、その壁には研究員のことを考えて窓を設けるといいます。マンショ

ン住民は覗かれるのを危惧してカーテンが開けられなくなる。その様なことになれば、気分はふさがり、鬱になる人も出てくるかもしれません。病に苦しむ人に薬を届ける企業が皮肉な引き金を引くことにもなりかねません。引っ越したいという声も聞こえてきます。マンション住民のプライバシー保護をどのように考えるのでしょうか。このように、マンションの住環境に大きな影響を及ぼすため、その低減を求めて、西寄りの研究棟の高さを半分に、あるいはそれらを東側に移してはどうかといった要望の仲介を横浜市に陳情しました。これに対し横浜市は、建設計画地のマンションが建つ土地は工業地域であり、日影規制は適用されないにも関わらず、マンションと計画建物が50mの離隔距離を確保しているということなので、問題は全くない。今後、開発許可・建築確認の手続が行われるという回答を通知してきました。工業地域であることや50m離隔云々のことも承知した上での陳情でしたが、行政当局の中外製薬への後援の強さに唖然とした思いです。また、審査会の議事録などを読むと「創薬の研究はまとまった一つの単位でなければ連携がうまくいかないため、どうしてもこの高さが必要である。東側敷地は面積が狭いから」と中外製薬が言っております。しかし、東側敷地内のグラウンドを西側敷地に移転させれば、狭くはなくなります。前述の様な理由から西側敷地を選択したと言うのなら、建設計画の予定地を東側敷地に変更しても、少しも問題はないはずです。それにグラウンドが無くてはならないほど重要なものならば、西側敷地の中央に持ってくれれば良いでしょう。そして建設計画を東側敷地にすれば、周辺住民への配慮も今ほど考慮をすることなく、研究棟を当初の計画通りに建設できるのではありませんか。グラウンドは東側敷地のオープン式調整池の役割を持たせるといいます。西側敷地に作られるグリーンインフラの緑道が調整池の役割を担うのと同等であるということなら、それも西と東を入れ替えても差し支えはないと考えられますが、いかがでしょうか。結局、中外製薬が西側敷地を選んだのは、様々な面で便利である、私有物である土地のどちらに施設を作ろうが法令に則っていれば他所からとやかく言われる筋合いはないということでしょうか。

最後に浸水関連ですが、浸水を心配して署名をした近隣・周辺住民等は1,800名を超えています。マンションの1階が冠水すればライフラインが断たれるばかりか、回復に多額の負担をマンションの住民にかけられます。そのような懸念から署名したマンションの住民もかなりの数に上るでしょう。横浜市は現在のハザードマップの作り直し等の見直しの予定はないとしています。審査会からは、雨量が1時間に100mmのシミュレーションをしてはどうかと提言がありました。それに対し中外製薬は、科学的根拠のないデータでシミュレーションを実施しても、正確性に乏しく、社会的な影響を与えるおそれがあるため、実施が困難だと回答でした。昨今の異常気象の有り様を見聞するにつけ、この戸塚で予想を超える浸水被害が生じるかもしれません。浸水関連の問題をこのままにせず、どう解決すべきか審査会で引き続き慎重な検討を行い、横浜市や中外製薬に対し、もう一段の治水対策の提言をしていただくようお願いいたします。また、別途、近隣及び周辺住民らの意見書提出や意見陳述の機会を再び設けていただくよう併せてお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

力 質疑 (陳述人B)

【菊本委員】 後半の部分で陳述いただいた浸水に関することについて、私は事業者と質問のやりとりをしたものですから、お話を伺いしたいと思います。このエリアについては、水害の可能性がないかと言うと、それは有り得ます。基本的に河川が近いですし、氾濫したら有り得ると思います。このような事業のポイントは、事業自体がその水害を悪化させるかということです。中外製薬も大きい会社ですから色々と配慮してくれると良いかなということはもちろんありますが、やはり企業ですから、水害を完全になくすということは自治体でないと難しいと思います。この事業を行うことによって、周辺の環境に対して、水害を悪化させるかどうかがポイントだと思います。それについて、実際に水害が起こったから中外製薬が悪いという話に直接結びつくかはなかなか難しいと思いますが、水害を悪化させるかどうか、そこについて御意見があればお伺いしたいと思います。

【陳述人B】 今の御質問に関しては、私には分かりにくいところがございます。例えば内水氾濫に関して、1時間に76mmだったでしょうか、第12回の審査会のレジメに中外製薬の資料が載っていたと思うのですが、 $6,000\text{m}^3$ で1時間76mmの雨量が降っても貯水が可能であり、25%近い余裕があるということでしたけれども、1時間だけで雨が止まるということはないと考えた方が良いということであれば、あれは単純計算で計算していますが、 $6,000\text{m}^3$ が2時間や3時間降ったらキャパオーバーになります。そのようなこともある程度考えて、 $6,000\text{m}^3$ という数字がそれでいいのかということも考えていただければと考えております。ただし、私は浸水のことを重点的に考えてきた訳ではないので、浸水を心配する会の方にその質問をしていただければ大変助かります。私は陳述人Aさんと同じマンションに住んでいます。陳述人Aさんは6階ですが、私は9階です。9階でさえ、今の状態で研究棟が建つと、部屋の中から空が見えません。ベランダに出ないとダメです。カーテンウォールの様な壁ではないので、ベランダがあるので、そのような建物を建てられると見えなくなります。そのようなことを非常に心配し、嫌だなと思い、何とかしてほしいと提言を求めて陳情したものです。

【菊本委員】 分かりました。質問内容は浸水についてのことなので、前半の部分でだいたい分かりました。

【奥 会 長】 最後のところで、今後も意見陳述の機会を設けてほしいという御要望がありました。条例のアセス手続の中で準備書に対して意見陳述の機会があり、お二方が意見陳述を希望されたので、このような場が設けられた訳です。手続の中では、この機会のみです。そこに申出がなかったということは、意見陳述をしたいとお考えになった方が他にはいなかつたというように形式的には判断されてしまします。今後も意見を述べたい方が他に実際にいらっしゃるということですか。

【陳述人B】 そうです。

【奥 会 長】 手続上はその機会がないことなので、もし意見を述べたいと思われている方がいるとすれば、なぜこの機会に申し出てくださらなかつたのかということになってしまいます。事務局に確認させていただきますが、

手続的には今回限りということですか。

【事務局】 条例上の規定で、今回が最後の意見陳述の機会となります。

【奥会長】 そういうことなので、御理解いただく必要があるかと思います。

【陳述人B】 私は意見陳述できたので不満はございません。1,800名を超える署名を集めめた団体の方が失敗をしたのです。申出期間を知らなかつた。だから、環境影響評価課にやらせてくれと強く申し込んだと思います。ですが、枠予定規に決まりだからだめだと、申出期間が過ぎているということで断られたと嘆いていました。その気持ちを汲んで、ここでこういうことを申し上げている訳です。ただし建築確認などがあって、着々とスケジュール通りに動いていくならば、こちらも多少のアイデアがあるので中外製薬にある程度の提言をしたいことはありますので、意見書ぐらいは出させてほしいなという気はしています。

【奥会長】 そのような経緯があったということは理解できました。

【葉山副会長】 お話の中で、敷地の開発の順序を変えてほしいということがありましたが、東側については、審査会が話を聞いている限りでは、今後の状況によって研究棟を建てていくという計画のようなのですが、そのあたりはいかがですか。

【陳述人B】 存じています。西、東で言うと、西はCASBEEではAで、東はB+でワンランク下がっているという扱いになっています。その程度の感じではないかと思っています。なぜ東をそこまで低く見積もっているのかと思いますが、それは9階から眺めると東よりも西の方が圧倒的に便利です。しかし、東は、西側に柏尾川が流れしており、南北は工場があります。東側は東海道線、横須賀線、貨物線が通っています。だから、余り配慮をする必要性がないと思います。一般住宅がそれほど多い訳でもありません。それなのに、集中的に31m高さ制限ぎりぎり一杯の建物をなぜ建てるのか。セットバックをして、緑道を設けて、50m下げるから、文句あるのかという感じです。だから、東になぜそのようなものを建てないのか。西が空いたらそのままかということは、もちろんそうではないと思います。しかし、今の現行の計画通りに建って、東はどのような建物を建てるのか、計画はまだ立っていませんので、逆にしてください。計画が立っていないのですから。命拾いを2、3年するかもしれませんということです。

【葉山副会長】 分かりました。

キ 公表に係る確認

【奥会長】 本日の意見聴取の内容については、会議録にまとめまして、インターネット等で公表されます。審査会の議事録と同じ扱いです。陳述人にお聞きしますが、内容の公表については了承されているということでよろしいですか。

【陳述人A】 はい。

【陳述人B】 はい。

ク 審議

【津谷委員】 事業に当たっては、出来るだけ周辺住民の御了解や納得を得て進めた方が事業者にとっても良いと思います。陳述人お二人の意見を拝聴して、とても理路整然としていて、根拠もきちんとある質問をなさっていました。陳述人Aの方が三点の提案をされて、陳述人Bの方が『なぜ東側ではだめ

なのか、はっきりさせていただきたい』ということで、近隣の方としてはもっともな疑問なのだろうと思いますので、審査会としてはこの点をそのままもう一度事業者にお聞きしたらいいのではないかと思います。なかなか回答しづらいもの、東側になぜできないのか、15mではなぜだめで31mがなぜ必要なのかということは、具体的な回答は難しいのかなと思いますが、その点を含めて出来る範囲で回答していただきたい。

【奥会長】 陳述人の方が非常に具体的に、御提案も含めて、根拠も示された上で指摘されていた点について、改めて審査会の場において、事業者から回答をしていただくという御提案かと思いますが、よろしいですか。

【葉山副会長】 前回までの会議で議論した内容で、景観に関しては、審査会は余り意見を言っていなかったように思います。それは、私共がそこに住んでいないので、どのような考えを持たれるか十分に分からぬということがありましたが、問題点としての指摘が弱かったかなと思います。今の話を伺いまして、やはり津谷委員と同じように、審査会として質問事項を事業者に出すべきではないかと思います。

【菊本委員】 具体的に数値を出して御指摘いただいた焦点距離20mmのフォトモンタージュ写真ですが、20mmはかなり広角で、人の目から見たものとは違います。焦点距離について、標準的に設定されているような焦点距離28mmや35mm、普通のデジカメの一番小さいですが、その値で見たらどうなるのかということは、事業者に確認した方が良いと思います。また、消失点について、緑道イメージ図の消失点が1つには見えないということでしたが、マンションの上のラインと下のラインは各建物が平行なので、消失点が1つになるはずです。これはテクニカルな問題なので、確認した方が良いと思います。

【奥会長】 意見聴取の中で、具体的に数値や足りない部分を御指摘いただいたので、その点についてしっかりと回答をしていただく。おそらく、これまで事業者が説明してくださった内容では足りないということかと思いますので、今回の御意見にしっかりと答えられるような中身を出来るだけ用意していただき、審査会の場でそれを御説明いただくということでお願いしたいと思います。

【木下委員】 建物の配置については、用途地域での規制等がなされていて、既に横浜市の建築確認部署との事前打ち合わせが普通はなされていると思います。それを聞いた上で、事業者はこのような計画を立てられたのだろうと思います。市の建築確認部署の考えも確認しておいた方が良いのではないかと思います。このような事案は色々な場所で見受けられます。この場合は、東側へ持っていった方がいいのではないかという話が場合によってはできたのかもしれません、普通の場合はなかなかできないということが多いので、市の建築部局の考えを確認しておいた方がいいのではないかと思います。

【奥会長】 建築基準法上の要件をクリアしている前提での計画ですので、それ以上に建築確認部署が何か言ってくれるかは分かりませんが、今の御意見はどういたしますか。事務局はいかがですか。

また、今回の案件は、アセスの手続に乗ってきてているということが、通常の建築確認をして法令をクリアすれば着工できるものとは違う部分かと

思います。アセスの手続の中で、近隣への影響が懸念されるということであれば、それは一つ一つクリアにしていき、必要なことは指摘していくということができるるので、そこが多くの近隣と紛争になっている事案とは違うところかと思います。

事務局で相談していただき、何か回答できることがあれば、次回の審査会の場において御説明をお願いいたします。

【事務局】 はい。

【葉山副会長】 先程の発言の補足になりますが、景観の問題に関しては、どこのポイントから景観を評価していくかということがあり、今回出されている道路や四つ角は、建物が斜めに見える位置関係のものがほとんどです。意見陳述人の御指摘は、日常的に真正面がどう見えるかということで、その問題が重要だと思われる所以、そのような評価ができるような視点場を考えいただき、比較的近い位置で窓辺から見たときに、問題としては空が見える等もありますが、圧迫感を減らすということは建物の構造、デザインの影響が大きくなると思うので、実際に計画されていることがどう見えるかというモンタージュを作っていただければいいのではないかと思います。

【五嶋委員】 陳情の内容に関しては、十分説明していただくことが重要だと思います。納得を得るという努力をする必要があると思います。一方で、意見陳述人は6階、9階にお住まいの方ですが、1階や2階にお住まいの方がこのようなことをおっしゃると、建物を建てるなという結論になるので、相当整合性が取れるよう考慮する必要があると感じるのですが、いかがですか。

つまり、どのようなことをもって圧迫感がないとするかという基準をこちらが示すとすると、あらゆる視点から検討することになり、そこには建物が建てられなくなるということにもなりかねないのではないかでしょうか。

【奥会長】 今はそこまでの話ではなく、正面からはどうのような感じなのかということを検証するための材料が提供されていないので、追加的に資料を事業者に求めたいということです。

【事務局】 葉山副会長から景観の評価地点の御質問がありましたが、技術指針95ページに景観の内容がありまして、「1 調査 (1) 調査項目 ア 景観の状況 (イ) 主要な眺望地点（近景域、中景域、遠景域）からの景観」となっており、基本的には主要な眺望地点ということで、個人宅というよりは、例えば公園や皆様がよく使う道路など、地域住民の方が比較的多く使われている所を選定することになっています。調査地点については、方法書の段階で事業者が示して、それに対して本件では近景部分が少ないのでないかということで、近景の調査地点を増やした経緯があります。今回、意見陳述人の方は、増やした近景について、焦点距離20mmとの御指摘をいただいたことがあります。菊本委員からも御意見がありましたように、その地点でのフォトモンタージュは実際どうなのかということを事業者に確認することがあります。

圧迫感については、基本的には主要な眺望地点が考え方の根拠になってくるかと考えています。

【奥会長】 方法書の段階で指摘していなかったので、準備書の段階で改めてという

ことはなかなか難しいということですが、先ほどの焦点距離20mmの件は修正を求めるということです。ただし、このような御意見が出ましたし、圧迫感ということが、すぐ隣接する集合住宅に住まわれている方にとっては強い御懸念ということなので、それに対しての何らかの対応や、どのような状況でどのような対応が可能なのか御検討いただきたいという審査会の意見が出たと事業者に伝えていただき、その後にどのような対応が可能なのかを考えいただきたいと思いますが、よろしいですか。

【事務局】 分かりました。

【中村委員】 先ほど意見陳述人から陳述意見の公開について御了承をいただきましたが、例えばパワーポイント資料を公開するのですか。概要だけなのか、どのように公開するのですか。

【事務局】 会議録のみを公開させていただきます。

【中村委員】 パワーポイント資料が大変良くまとまっていましたので、この資料も公開していただければと思ったのですが、会議録のみですか。

【事務局】 意見陳述人が御使用になったパワーポイント資料ですが、あくまでも事務局や事業者の資料とは違い、意見陳述を行う際の説明用の補足的なものであり、一般の方の御意見となりますので公開せず、会議録として意見陳述の内容を公開するものと考えています。

【菊本委員】 議事録は、私達委員の場合は、言葉足らずであったときは少し補正をしています。意見陳述人、特に最初の方はスライドを見せながらお話をされていたので、お話の内容だけだと結構複雑なので、このような資料を指しながらなど、そのようなことは追加していただけると思います。陳述人に確認していただいて、この図を示しているなど追記することはできますか。

【事務局】 会議録を読んでいただいたときに、そのあたりが分かりづらいようであれば、事務局で工夫させていただき、会議録として公開します。

【菊本委員】 陳述内容の趣旨が伝わればいいかと思います。

資料

- ・平成30年度第12回（平成30年12月11日）審査会の会議録【案】
- ・中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
- ・中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 準備書の調査審議に係る意見の聴取について 事務局資料

意見の聴取（陳述人A） 参照写真



図 1



図 2-1



図 2-2

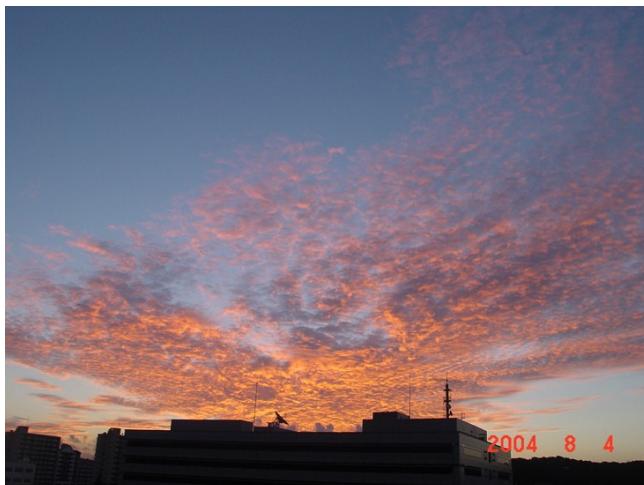


図 3-1



図 3-2



図 4-1

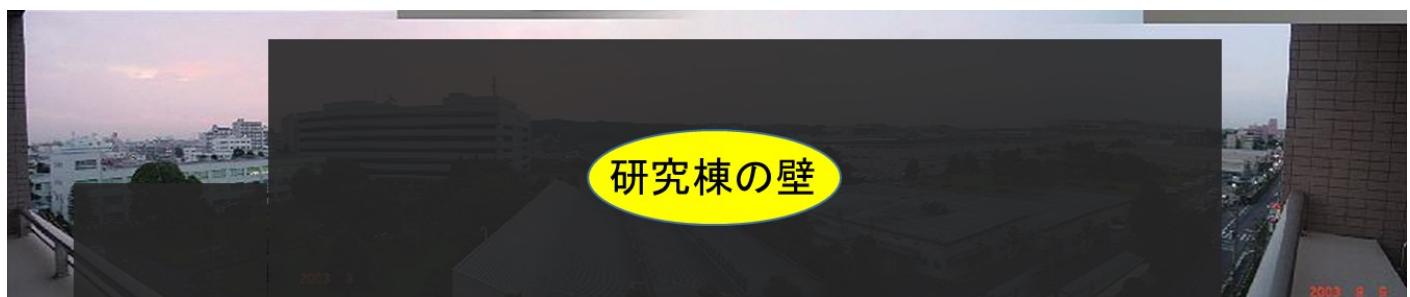


図 4-2



図 5